教育·保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

年 月 日

海南市福祉事務所長 様

教育・保育給付認定(現況)の申請内容に変更がありますので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1. 保護者・児童について (すべてご記入ください)

申請者(保護者)	住所						
	保護者氏名		電	話番号			
児童	児	童 氏 名	生年	月 日		利用(希望)施設名	状況
			年	月	日		在籍 ・ 申請中
			年	月	日		在籍 · 申請中

2. 変更内容(該当する変更項目(□)にチェックし必要事項をご記入ください

۷٠	2. 変更内容(該目する変更項目(ロ)にチェックし必要事項をこれ人へにさい)									
区分		項目		変更申請	青・届出(の内容		必要書類		
2号・3号のみ		就労状況	□ 就職 □ 変更年月日	7007700	□ 就労 年	·時間 □ 月	勤務場所	就労証明書(自営業・農業・内職の 場合は添付書類必要)		
		退職・廃業(求職活動)	離職日 (廃業日)		年	月	日	就労予定申立書 (他の理由で継続利用予定の場合は不要)		
		出産予定(妊娠・出産)	出産予定日	(育児休業	年 美取得予定	月 E 口 あり	日 □ なし)	母子手帳の写し (表紙と出産予定日のページ)		
		育児休業取得	育児休業期間		年 年	月月	日から 日まで	育児休業取得(延長)証明書		
		産休・育休からの復職	復職日		年	月	Ħ	産休:就労証明書(産前産後休暇の期間が明記されたもの) 育休:復職証明書		
		上記以外の保育を必要 とする事由の変更	□ 介護 □ (年	〕疾病 月		学・職業 〜)	訓練	介護申立書、診断書、カリキュラム 等の保育を必要とすることが分かる 書類		
各号共通		海南市内の転居	海南市 転居年月日	:	年	月	日			
		世帯構成	□ 結婚 □ 変更年月日	14-71-	□ そのf 年	他(月) 目	結婚:新たに保護者となった方の就労証明書等、 マイナンバーの分かる書類(転入者のみ) 離婚:離婚日が分かる書類(戸籍謄本等)		
		その他	具体的に:							

- ※ **変更が分かった日から<u>1か月以内に</u>**必要書類と併せてご提出ください。 本届がなく、認定内容と異なる事実が判明した場合、 退所(園)となったり、次年度の継続利用ができなくなったりする場合があります。
- ※ この申請書では、認定こども園における教育・保育給付認定区分の変更(教育認定(1号)⇔保育認定(2号))はできません。 別途、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(現況)申請書兼入所(園)申請書」等の提出が必要です。
- ※ 教育・保育給付認定の変更(保育標準時間⇔保育短時間)は、原則として申請のあった月の翌月1日からの変更となります。
- ※ 世帯構成や保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更に伴い、翌月からの利用者負担額が変更になる場合があります。
- ※ 求職活動中、育児休業中の保育時間は、「保育短時間(08:30~16:30)」になります。
- ※ 出産後、復職を前提としない育児休業取得または就労しない場合は、期間 (*) 終了後の継続利用はできません。 (*) 出産予定(妊娠・出産)で利用できる期間は「出産予定日の属する月とその前後2か月の最長5か月間」です。
- ※ 在園児童の弟妹の育児休業の終了に伴い、在園児童の保育必要量を「保育標準時間」に変更する場合もこの申請が必要となります。 (延長保育もあわせて必要な場合は、別途延長保育の申請も必要となります。)
- ※ ご不明な点は、子育て推進課 (073-483-8582) までお問い合わせください。